

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、  
第一号の次に次の一号を加える。

二 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第二項第一号に掲  
げる寄附金

第三条第二項に次の一号を加える。

十五 広島県高等学校等奨学金償還金

別表第一中

広島県 広島港湾振興事務所	広島県 広島港湾振興事務所
広島県 広島ヘリポート管理事務所	

を

広島県 広島港湾振興事務所 に改める。

別表第三中

一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十三条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得	健康福祉局こども家庭課 厚生環境事務所
二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第四十七条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得	健康福祉局被爆者支援課
三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第七項の規定により地方税の滞納処分例により処分することができる費用	健康福祉局健康対策課 厚生環境事務所 保健所 こども家庭センター

を

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第七項の規定により地方税の滞納処分例により処分することができる費用	健康福祉局子育て・少子化対策課 厚生環境事務所 保健所 こども家庭センター
二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十三条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得	健康福祉局こども家庭課 厚生環境事務所

に、

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第四十七条第一項の規定により国税徴収の例により徴収することができる不正利得

健康福祉局被爆者支援課

「土木局道路河川管理課」を「土木建築局道路河川管理課」に、「土木局港湾振興課」を「土木建築局港湾振興課」に、「土木局都市計画課」を「土木建築局都市計画課」に改める。  
別記様式第三十六号の三その4の備考2中「所得税及び住民税を除く歳入歳入外現金」を「所得税及び住民税」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。